

建設業の一人親方等に仕事を発注する事業者のみなさまへ

改正労働安全衛生規則（令和6年4月30日公布 令和7年4月1日施行）

一人親方等を対象とする保護措置が義務化

作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても労働者と同等の保護が図られるよう

労働安全衛生法第20条、第21条、第25条及び第25条の2に関して定められている

- ・労働安全衛生規則
- ・ボイラー及び圧力容器安全規則
- ・クレーン等安全規則
- ・ゴンドラ安全規則

において作業場所に起因する危険性に対処するための措置を実施することが事業者には義務付けられています。

具体的には、以下のような措置を講じなければなりません。



事業者が講じなければならない措置

ア 特定の場所への立入禁止

危険が発生するおそれがある場所には、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、必要がある場合を除き、当該場所への立入りを禁止し、その旨を表示しなければならない

遵守義務

労働者以外の者も含めて当該場所に立ち入ってはならない。



ポイント!

義務が及ぶ場所的範囲は、一定の区切られた範囲（業務又は作業の影響が直接的に及ぶと考えられる合理的な範囲）

イ 特定の箇所への搭乗禁止

車両系荷役運搬機械等の乗車席以外の箇所など危険な箇所には、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含め、搭乗することを禁止しなければならない。

遵守義務

労働者以外の者も含め当該場所で作業に従事する者は、搭乗してはならない。



ポイント!

搭乗禁止の方法は、必ずしも常時監視する必要はなく、見やすい箇所に表示する方法や口頭で確実に伝達する方法も認められる。

ウ 事故等発生時の退避

特定の事故等が発生し、労働者に危険を及ぼすおそれがあるときは、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、当該場所で作業に従事する者を退避させなければならない。

エ 退避に関連する措置

退避に関し、人数分以上の避難用器具の備え付け、備え付け場所及び使用方法の周知、退避等の訓練実施など、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、措置を講じなければならない。

オ 特定の場所での火気使用の禁止

特定の場所においては、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、当該場所で作業に従事する者が喫煙など火気を使用することを禁止しなければならない。

遵守義務

労働者以外の者も含めて当該場所で作業に従事する者は火気を使用してはならない。

カ 悪天候時の作業禁止

悪天候のため特定の作業の実施について危険が予想されるときは、労働者以外の者も含めて、悪天候時に当該作業を行わせてはならない。



ポイント!

悪天候時の作業禁止の方法は、必ずしも常時監視する必要はなく、見やすい箇所に表示する方法や口頭で確実に伝達する方法も認められる。

キ 表示による必要事項の周知

化学設備（配管を除く）に原材料を送給する作業による爆発又は火災を防止するため、労働者以外の者も含めて、必要な事項について見やすい位置に表示しなければならない。



遵守義務

特定の場所では、踏切橋や昇降するための設備を労働者以外の者も含めて使用しなければならない。

ク 保護具の使用等の周知

危険箇所における作業の一部を請負人に請け負わせている場合であって、労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、保護具等を使用する必要がある旨を当該請負人に周知しなければならない。



ポイント!

- ◆周知された請負人自身が確実に措置を実施することが重要。家族従事者に対しても行うことが重要。
- ◆立入禁止とする必要がない危険箇所であっても、保護具等の使用や特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨されます。

事業者に措置が義務付けられる根拠

これらの措置は、場所の危険性の観点から、危険防止を図るための措置として義務付けられているものです。

すなわち、これらの措置は、指揮命令に基づくものではなく、当該場所を実態として使用・管理している者の権限に基づいて行うものであることから、労働者以外の者もこれらの措置義務の対象とされたものです。

措置義務の対象に含まれる者の範囲

特定の場所において作業に従事する者とは、作業の内容に関わらず、その場所で何らかの作業（危険有害な作業に限らない）に従事する者をいい、例えば以下の者が含まれます。

- ① 他社の社長や労働者
- ② 一人親方
- ③ 一人親方の家族従事者
- ④ 荷物等を搬入する者

事業者の義務の範囲

- ① 作業に従事する者が禁止の表示等を見逃して当該場所に立ち入った場合や当該場所で火気を使用した場合において、その立入りや火気の使用についての責任を当該事業者を求めるものではありません。
- ② 労働者以外の者に対して事業者が明確に退避を求めたにもかかわらず、当該者が退避しなかった場合において、その退避しなかったことについての責任を事業者を求めるものではありません。
- ③ 保護具を使用する必要がある旨を周知していたにもかかわらず、請負人等が自らの判断で保護具を使用しない等必要な措置を実施しなかった場合において、その実施しなかったことについての責任を当該事業者を求めるものではありません。



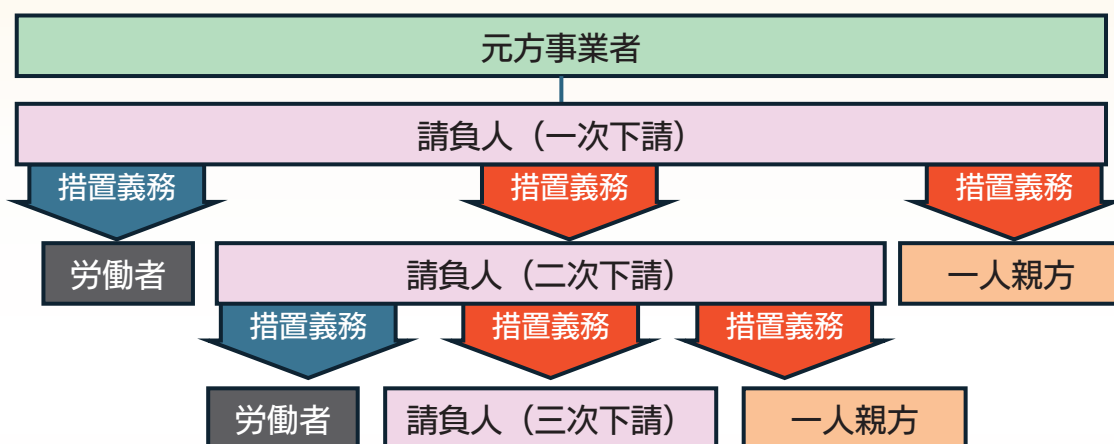
重層請負の場合、誰が措置義務者となるか

《危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置》

危険箇所等における立入禁止等の措置は、個々の事業者が当該場所において措置すべきものです。しかしながら、危険箇所等における作業を重層請負により複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所についてこれらの義務が複数の事業者に課されているときは、立入禁止の表示や掲示を事業者ごとに複数行う必要はなく、元方事業者がまとめて実施するなど共同で表示や掲示を行っても差し支えありません。

《危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知》

事業者の請負人に対する周知は、個々の事業者が請負契約の相手方に対して措置すべきものです。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要か

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象にはなりません。



元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項・第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならないこと、違反していると認めるときは必要な指示を行わなければならないことが規定されています。関係請負人が義務付けられた措置を行っていない場合は、必要な指導・指示を行わなければなりません。



周知の方法

- ① 常時作業場の見やすい場所に掲示または備え付ける
- ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
- ③ 磁気テープ、磁器ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
- ④ 口頭で伝える

